

# 更新審査の結果と今後について

## 1 更新審査の結果について

### ○ 更新審査の概要

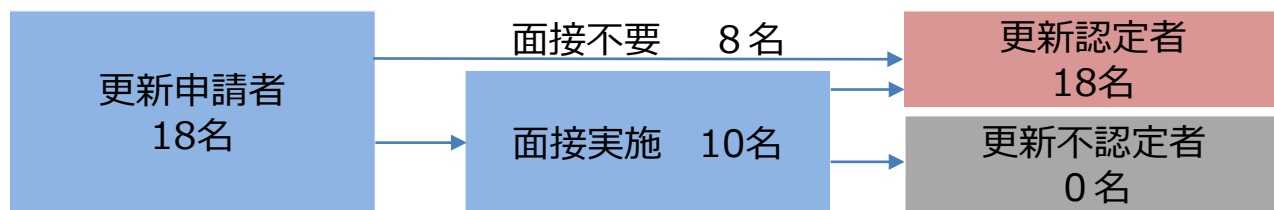
- ・ 審査部会 : 令和元年11月6日(面接対象者の決定)  
令和元年11月14日(面接及び更新認定可否検討)
- ・ 面接 : 審査部会委員6名により実施
- ・ 面接対象者 : 更新申請者18名のうち10名
- ・ 面接内容 : 面接対象者の「一定の事実」に対する原因分析等の確認
- ・ 審査部会(案) : 審査部会委員6名の合議により決定

※ 「一定の事実」

事項	事実
1 指導及び措置の実施状況	【道路・公園】 ・ 文書（警告書または注意書）による指導を受けたことがある 【食品衛生】 ・ 食品衛生法に基づく、文書による指導または処分を受けたことがある
2 過去の営業状況	・ 著しく営業日数が少ない（週3日未満）
3 営業計画の実現の程度	・ 収支状況が「赤字」である ・ 「地域貢献」の取組みなど、当初提出の営業計画と明らかに異なる営業状況が認められる
4 屋台の効用発揮や魅力向上の状況	・ 苦情が寄せられるなど、明らかに屋台の効用発揮や魅力向上に反する状況が認められる

### ○ 審査部会(案)

別紙のとおり、更新申請者18名のうち**18名**の更新を認定する。



### ○ 更新決定後について

更新決定後から令和2年3月31日までの間に一定の事実等が確認された場合には、正副委員長で対応について協議の上、必要に応じて選定委員会を開催する。

## 2 更新審査のあり方について

審査部会において、今回の更新審査の状況を踏まえ、次回の更新審査に向けて、以下のとおり見直す。

### ○ 地域貢献等に対する屋台営業者の認識強化

屋台営業者の中には、地域貢献や屋台の魅力向上が屋台営業に欠かせないものであることの認識が低い者がいるように思われる。

→ 公募時、更新審査時、講習会などの機会を捉え、説明を行う。

### ○ 営業状況報告書式の見直し等

提出された営業状況報告書において、記載内容が不十分な項目が見受けられた。

→ 理解しやすい質問項目に見直すとともに、計画書と対比しながら記載できる書式へ見直す。

また、事務局においてヒアリング時に確認・指導を行う。

### ○ 審査方法等の見直し

一部の対象者に事実確認のための面接を行ったが、面接の趣旨が正しく伝わっていない部分があった。

また、事実確認の他に、屋台営業者からPRする場を設けても良かった。

→ 事実確認という面接の趣旨を明確にする。

また、事実確認以外にも対象者の意向などを確認できる審査方法を検討する。（全員面接 など）

### ○ 営業計画書の変更・修正

営業場所決定時や実際に営業する中で、当初の計画時の想定とは異なる状況になっている場合がある。

→ 必要に応じて、営業計画書を変更・修正させる。

## 3 次回公募について

第2回公募実施後に廃業した屋台があることなどから、次回公募に向けた準備を開始する。